

甲賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」において、書面掲示、目視等を義務付けるアナログ規制について点検・見直しをすることとされた方針を踏まえ、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部が改正されたことから、上位法令と整合性を図るため、甲賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 利用申込者（保護者）に対する利用施設の重要事項を記した文書（以下「重要事項」という。）の提供方法について、新たな情報通信技術の導入・活用に円滑に対応できるよう、特定の記録媒体による提出方法から、媒体の種類を示さない形の提出方法に規定を改めることとします。

【第6条関係】

(2) 利用施設の選択に資すると認められる重要事項の掲示について、書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないよう改めることとします。

【第24条関係】

(3) この条例は、令和6年4月1日から施行することとします。

【付則関係】

3 その他

- (1) 全国一律の制度に関する法令改正に伴う所要事項の改正であり、予算への影響はありません。